

返戻金について

当社の紹介により採用された採用決定者(求職者)が入社後、責めに帰すべき事由により退職又は紹介先の就業規則に基づき解雇に至った場合、当社は下記に期間及び割合に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 1 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、

報酬の 80% 及びこれに対する消費税相当額

- (2) 入社日から起算して 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、

報酬の 50% 及びこれに対する消費税相当額

- (3) 入社日から起算して 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、

報酬の 20% 及びこれに対する消費税相当額

但し、採用決定者(求職者)に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

株式会社MC S